

原材料・エネルギーコストを
価格に上乗せできずにお困りの皆様へ

**政府は、大企業からの
一方的な値決めなどを
徹底的に取り締まっています。**

I、大企業への集中的な立入検査の実施

政府は、下請代金法に基づき、代表的な大企業約200社を選定し、集中的な立入検査を実施しています。

II、消費税転嫁Gメンによる監視・取締り

消費税転嫁Gメンも、消費税の転嫁状況とともに、原材料・エネルギーコスト増加分が価格に適正に上乗せできているか、厳正に確認を行っています。

III、相談体制の強化

全国の「下請かけこみ寺」や商工会・商工会議所等において、原材料・エネルギーコスト増に関する相談を受け付けています。

※ 下請かけこみ寺は、大晦日まで相談を受け付けています。

IV、資金繰り支援

政府系金融機関において、原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける中小企業への貸付や、返済条件の緩和を行っています。

お問い合わせ先

原材料・エネルギーコスト増が転嫁できない場合など

下請かけこみ寺

フリーダイヤル：0120-418-618（平日9:00～12:00／13:00～17:00）

年末特別窓口（12月27～31日）

03-5541-6655（9:00～12:00／13:00～17:00）

商工会・商工会議所

○全国商工会連合会：03-6268-0085

○日本商工会議所：03-3283-7826

中小企業庁

○中小企業庁取引課：03-3501-1669

○北海道経済産業局：011-709-1783

○東北経済産業局：022-221-4922

○関東経済産業局：048-600-0321

○中部経済産業局：052-951-2748

○近畿経済産業局：06-6966-6037

○中国経済産業局：082-224-5661

○四国経済産業局：087-811-8529

○九州経済産業局：092-482-5450

○沖縄総合事務局：098-866-1755

資金繰りにお困りの場合

○日本政策金融公庫：0120-154-505

○沖縄振興開発金融公庫：098-941-1740

○商工中金：0120-079-366

12月30日まで
営業しています。

本リーフレットは、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/141226shitauke.pdf>